

高等学校等就学支援金の申請（R2.7月～R3.6月）について

◆就学支援金の対象となる世帯

保護者の課税標準額×6%－市町村民税調整控除額（政令指定都市の場合は、調整控除額の額に3/4を乗じて計算）の父母合算が304,200円未満の場合、
就学支援金を受けることができます。

就学支援金の対象となる世帯が提出する書類

(イ)『高等学校等就学支援金』（様式第1号（その2））

(ロ)『令和2年度課税証明書（原本）』 必ず令和2年度分が必要になります。

※特別徴収税額の決定通知書は不可

(ハ)『高等学校等就学支援金等に係る課税証明書（補足）』

※課税証明書に市町村民税調整控除が掲載されていない場合必ず提出してください。

役所にて、就学支援金用に取り寄せた課税証明書は「原本」を提出してください。

提出期限 7月10日（金）【期日厳守】【全員提出】

◆注意事項

- ① 所得の増減により、4月～6月分と、7月～翌3月分の支援金額が異なることがあります。
- ② 課税証明書が手元にない場合は、市区町村の税務担当課で、発行してもらってください。
発行してもらう際は、扶養親族数等省略されないよう「全部事項証明書」と伝えて下さい。
- ③ 『源泉徴収票』『確定申告書』は、所得判定額のわかる書類にはなりませんのでご注意ください。
- ④ 必ず父母お二人（寡婦等除く）の課税証明書を添付してください。
但し、配偶者が控除対象配偶者で、収入が100万円以下の場合は、申請書【2 保護者等の収入の状況について】(2)②の「親権者の1人が控除対象配偶者であり～」に☑すれば、配偶者の証明書は省略可です。
- ⑤ ひとり親世帯で寡婦（夫）控除されている場合は、申請書【2 保護者等の収入の状況について】(2)②の「離婚、死別等により親権者が1名の場合～」に☑してください。
ひとり親世帯で寡婦（夫）控除されていない場合は、申請書【2 保護者等の収入の状況について】(2)②の「離婚、死別等により親権者が1名の場合～」に☑し、発生日月及び理由を記入してください。記入例は別紙を参照してください。
※寡婦(夫)〔かふ〕…夫(妻)と死別または、離別し、再婚していない女(男)性
- ⑥ 市町村民税調整控除額は市区町村によって、記載されていないケースもございます。
必ず確認していただいて、掲載されていない場合は「課税証明書（補足）」も提出してください。
- ⑦ 就学支援金は、国から大阪府を経由して、学校へ振り込まれます。学校は、生徒に代わって「代理受給」し、授業料納付額から就学支援金分を減額します。よって授業料納入後、学期の途中で転退学した場合は、転退学した月の翌月以降の就学支援金を返金していただきます。
- ⑧ 今回の申請が、次年度6月分までの申請となり、次年度4月の申請はありません。

- ⑨ 離婚・死別で保護者変更等の理由が生じた場合や修正申告により所得判定額に変更が生じた場合は、支援金の対象になることがありますので、早急に事務局までご連絡、ご相談ください。
- ⑩ 訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペンは不可、訂正印は不要です。
- ⑪ 今回の就学支援金とは別に、大阪府・兵庫県において授業料を軽減する補助金があります。
- ⑫ 就学支援金の対象にも係わらず、申請しなかった場合は、辞退したものと見なされ、大阪府の授業料支援補助金も受給出来なくなりますのでご注意ください。
- ⑬ 就学支援金は「国」が行っている事業でありますので、全都道府県対象の制度です。対象となる世帯、対象とならない世帯ともに全員提出していただきます。

今回、大阪府の授業料支援補助金の申請書も同時に配付いたしております。
課税証明書等を大阪府の補助金用として、もう一部取り寄せる必要はありません。
また、兵庫県の補助金についても近々案内を配付する予定です。
大阪府の補助金同様、もう一部課税証明書を取り寄せる必要はありませんので併せてお知らせいたします。

- 9月中旬 : 2学期授業料等明細書配付・・・授業料から就学支援金と補助金を相殺します。
- 12月中旬 : 1、2、3学期で相殺しきれない支援金等があれば、学校指定口座へ振込みします。
- 1月上旬 : 3学期授業料等明細書配付・・・授業料から就学支援金と補助金を相殺します。

◆「課税標準額×6%－市町村民税調整控除額」の見方

≪ 課税証明書 ≫

令和2年度

令和2年度市民税・府民税証明書
(令和元年中の所得証明書)

原本

納税義務者	住所	大阪市北区中之島1丁目3番20号				
	平成31年1月1日現在住所所在地	同上				
	氏名	大阪 太郎				
市民税 府民税額 円)		課税標準額 (計)	¥2,171,000			
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額		
市民税	¥84,700	¥3,500	¥88,200	¥111,100		
府民税	¥21,100	¥1,800	¥22,900			
所得金額 円)						
給与支払金額	¥5,436,629		(	余白		
給与所得	¥3,808,800		以下	(		
合				(		
所				(		
籍				(		
医				(		
社会保	¥543,663	寡婦・寡夫・特別寡婦	¥0	配偶		
小規模共済	¥0	勤労学生	¥0	基		
税額控除		合計				
区分	市民税	府民税	区分			
調整控除	¥2,000	¥500	寄附金税額控除	¥2,335		
配当控除	¥0	¥0	外国税額控除等	¥0		
住宅借入金等特別控除	¥77,640	¥19,410	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	¥0		
控除対象配偶者	扶養親族	特定	老人 内同居	16歳未満	その他	合計 配偶者除く
有 控配	0人	0人(0人)	1人	1人	2人	
特別障害者 内同居	その他障がい者	合計 本人除く				
0人(0人)	0人	0人				
(備考)						
(参考) 控除額 ※この項目は証明書の提出先において使用場合があります。						
	均等割額	税額	年税額			
	--	--	--			--

☆課税標準額

★市町村民税調整控除額

※課税地が政令指定都市の場合は
調整控除額に3/4を乗じて計算

寡婦(夫)控除
有無の確認場所

配偶者控除
有無の確認場所

☆課税標準額×6%－★市町村民税調整控除額

$2,171,000 \times 6\% - 2,000 \times 3/4 = 128,760$ 円※100円未満の端数は切捨て

保護者の所得判定額 128,700 円

◆申請書 記入例

受給資格認定申請書（様式第1号（その2））

記入日を必ず記入してください。

様式第1号（その2）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）大阪（私立）

令和2年7月10日

大阪府教育長 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）（次の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

☐ 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 就学支援金の受給資格の認定を申請しません。（申請しない場合も提出してください。）

【申請しない場合の理由】☐ 所得基準（市町村民税の課税所得額（課税標準額）×49＝市町村民税の課税所得額（200万円未満）超過のため

☐ その他

※申請しない場合は、裏面の記入・添付資料の提出は不要です。

収入状況届出書（2回目以降）（既に受給資格の認定を受けている場合は、次の口にレ印を付けてください。）

☒ 収入状況届出書を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利権の徴収や8年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処される可能性があることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	すずき	じゅんこ
生徒の氏名	姓 鈴木	名 順子
生徒の生年月日	平成 16 年 9 月 1 日	
生徒の住所	〒543-0056 大阪 都道府県 大阪市天王寺区 堀越町1-2-3-101	
保護者等の電話番号	090-0000-0000	
生徒が在学する学校の名称	四天王寺高等学校	
学年・組・番号	1 年	1 組 50 番

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する場合は高等学校等の在学期間の申請ができません。
（は修了した者）
その月数を1月の4分の3に相当する月数として在学期間は含めません。）

R2 年度入学生・・・令和2年4月1日

R 元年度入学生・・・平成31年4月1日

H30 年度入学生・・・平成30年4月1日

高等学校等の在学期間	私立四天王寺高等学校	うち支給停止期間等	高等学校 全日制課程 普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	（うち支給停止期間等）	高等学校 全日制課程 普通科

大阪府経由で国へ申請します。
よって、大阪府以外の方も対象です。

以前に一度でも受給している方で支給要件に満たす方は収入状況届（2回目）に☒ チェックし、以下のすべての必要事項を記入してください。新規の方は初回時の所を☒ してください。

必ず、「☒」してください。

申請書不備等の場合に連絡しますので、
日中の連絡先を記入してください。

父母お二人の課税証明書を添付する場合は、☒ してください。

過去、高等学校に在籍した場合に記入してください。

ア、イ、ウに該当する方は②にも必ず☒ してください。

注意事項④

配偶者が控除対象配偶者で、収入が100万円以下の場合、☒すれば配偶者の課税証明書は添付不要です。

注意事項⑤

ひとり親世帯で課税証明書内、寡婦（夫）控除されている場合は、☒のみしてください。

注意事項⑥

ひとり親世帯で課税証明書内、寡婦（夫）控除されていない場合は、☒し、必ず発生年月日及び理由を記入してください。

所得証明を添付する方のみ記入してください。
記入忘れ及び間違いの多い箇所です。

必ず、「☒」してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの口にレ印を付けてください。）

☐ 4～6月（前年度の所得が所得割額を算出する）

☒ 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

① 一次の保護者等の課税証明書を添付します。

① ☒ 親権者（両親）2名分 両親の課税証明書等を添付する場合

親権者1名分（アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。）
（親権者が、一時的に親権を行う児童福祉施設長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

ア ☒ 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合

イ ☐ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

ウ ☐ 離婚、死別等により親権者が1人の場合。
（発生年月日及び理由：令和2年3月20日 離婚）

ク ☒ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

② ☒ 未成年後見人 ☐ 名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）

③ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合。
・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等

④ ☐ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、
・成人に達している場合、
・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

（2）一 ②の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ ☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ ☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（※又はにレ印を付けた場合は不要です。）

保護者等① 氏名	生徒との続柄	保護者等② 氏名	生徒との続柄
（ふりがな）すずき 太郎	父	（ふりがな）すずき はなこ	母
上記以外→		上記以外→	
生年月日（西暦）	1980 年 5 月 1 日	生年月日（西暦）	1980 年 7 月 1 日

※収入の修正申告や所得の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 留意事項】（次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。）

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

☒ 申請に関し提出した個人情報について、以下の点を了承します。

・大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。

・この申請のために提出した個人情報、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業（以下「本事業」という。）に活用する場合があること。

・この申請のために提出した個人情報、奨学のための給付金事業に活用する場合があること。

・この申請のために提出した個人情報、大阪府私立高等学校等学費直し支援事業に活用する場合があること。

・本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う（公財）大阪府育英会に情報提供する場合があること。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

